

平成30年度 播磨ゆめづくり塾

「みんなできくろろ。はりまの暮らし塾」の 塾生を募集します

「播磨町を素敵なまちにしたい」という思いを持った塾長がリーダーとなつて、夢のあるまちづくりにチャレンジするまちづくりの研究活動「播磨ゆめづくり塾」。今年度、塾長と一緒に楽しく活動してくれる仲間（塾生）を募集します。

▼問合せ 企画グループ ☎079 (435) 0356

「生き心地の良いまちを目指して」

塾長 佐伯 亮太

播磨町ってどんなまちでしょう？ いろんなところが良くって、どんなところがダメなんですか？ 誰が良くしていくのでしょうか？ 待っていても良くなりませんか？ 自分たちで小さなことから始めてみませんか？

昨年度から始めた「みんなできくろろ。はりまの暮らし塾」は2年目に突入します。昨年度は、興味のある仲間とともに「播磨町はどんなまちだろうか」と対話を重ねました。例えば、「ごども食堂があつたらいいよね」「毎日

夕方に寄れる駄菓子屋があればいいんじゃない？」や「もっと住民が参加できるイベントがほしいね」などたくさんのアイデアと想いがありました。

今年度は、新たな拠点をもち、誰でも居心地よく過ごせる場所を作ります。具体的には2カ月に1回程度、まちづくりに関する勉強会を開催します。例えば、福祉、移住、農業、小商いなど参加者が気になるテーマのゲストを呼んで話を聞くこともあれば、みんなできくろろについて語

り合うこともあります。まずは、この塾の参加者で新たなつながりをつくり、次への新しいアクションにつながる楽しいなと思つていきます。

なにも難しいことはありません。引越してきて日の浅いお母さん、まちに関わってみたいな思つたあなた、どんな方でも構いません。自分たちのまち、自分たちの暮らしについて一緒に考えるきっかけにしてください。町外で生まれ育つた私が4年暮らして、なんとなくわかつてきた播磨町の豊かさをもつともっとたくさんの人と共有し、更に豊かにしていきたいと思



▼申込み 氏名、年齢、住所、電話番号、メールアドレスをお知らせください
塾長 佐伯 亮太
☎050(5318)4792
Eメール info@oneroof.co.jp



年金

平成31年分 扶養親族等申告書の提出について

▼問合せ ねんきんダイヤル ☎0570 (05) 1165
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743
保険年金グループ ☎079 (435) 2581

老齢または退職を支給事由とする年金は、所得税法上、「雑所得」として所得税および復興特別所得税の課税対象とされており、年金の支払者である日本年金機構は、年金の支払の際には、所得税を源泉徴収することが義務付けられています。源泉徴収する際には、税を負担する能力に応じた課税となるように各種の控除がもつてられています。その控除を受ける際には、控除額の算出のために年金受給者は「扶養親族等申告書」を提出する必要があります。なお、障害年金や遺族年金には税金はかかりません。

申告書の提出が必要な人

所得税の課税対象となる人は、左記の老齢年金などを受け取った人です。
・65歳未満：108万円以上
・65歳以上：158万円以上
所得税の課税対象となる人は、「平成31年分の年金等

の受給者の扶養親族等申告書」が8月頃に日本年金機構から送付される予定です。

お手元に届いた「扶養親族等申告書」は、必要事項を記入のうえ日本年金機構に忘れずに提出してください。

「扶養親族等申告書」を提出されない場合は、控除申告がないものとして扱われるため、源泉徴収される際に各種控除を受けることができませんのでご注意ください。

また、「扶養親族等申告書」が届かない場合や、棄損または紛失された場合には、日本年金機構ホームページから申告書をダウンロードするか、お近くの年金事務所、または「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください。

国民年金保険料の前納申込 事前納手続き

国民年金保険料は前納すると割引が適用されます。前納の方法には□座振替、現金

(納付書)納付、クレジットカード納付があります。

□座振替およびクレジットカード納付での平成30年度分6カ月前納(10月～翌年3月分)は平成30年8月31日(金)、現金納付は平成30年10月31日(水)までに申し込む必要があります。

▼必要書類

- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②印鑑(朱肉を使うもの)
- ※□座振替を希望する場合は、□座番号のわかるものとお届け印
- ※クレジットカード納付を希望する場合は、クレジットカード。

▼申込み 保険年金グループ、加古川年金事務所(□座振替希望の人は、振替先の金融機関窓口でも可能です)
※現金(納付書)納付の申し込みは、加古川年金事務所となります。必要書類はお問い合わせください。

マナーを守って、

環境のよいまちにしましょう!!

▼問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2721

近年、犬のフンや、ゴミのポイ捨てについての苦情が多数寄せられています。

播磨町では、環境美化を促進し、生活環境の向上を目的として「播磨町まちをきれいにする条例」が施行されています。住民一人ひとりが「まちをきれいにする」意識を持つて、次のことにご注意いただきたいと思ひます。

犬の散歩中の注意点

●フン、ブラッシングした毛は持ち帰り、「燃えるごみ」として出してください。

●フンの放置、また、フンの入ったビニール袋の田や空地への投げ入れがあります。

●自宅の前(土地)にフンが放置されていた場合の気持ちになつて処理してください。

●家屋の塀などに小便をさせないでください。

●自分の家にされた場合の気持ちになつてさせないでください。

●消火栓ホース格納箱、道路標識・防犯灯支柱などに小便をさせないでください。

●腐食して倒れる危険が生じます。

●リードを長くして散歩をしないでください。

●通行者、車両の交通に危険が生じます。適切な長さで散歩させてください。

きれいなまちにしましょう

●タバコの吸殻のポイ捨てをしないでください。

●タバコを吸いながら歩行する場合、必ず携帯灰皿を持って吸殻を処理してください。

●空き缶、ペットボトルなどのポイ捨てはしないでください。

●持ち帰り、または店舗や自販機などの回収容器に入れてください。

●土地の所有者及び管理者は、雑草が繁茂し、近隣に迷惑が及ばないよう適正に管理をしてください。